

1977/年第9/回宜野湾市議会(常任委員会)会議録

1. 9月13日(第6日目) 午前10時9分開議
午後3時20分散会

2. 出席議員(21名)

1番 伊 佐 徳次郎	2番 島 徳 吉
3番 大 川 正 雄	4番 天 久 盛 雄
5番 宮 城 正 光	6番 福 福 仁 正
7番 宮 城 仁 政	8番 又 吉 正 弘
9番 宮 里 敏 行	10番 比 嘉 守 盛
11番 安次富 盛 信	12番 崎 間 正 篤
13番 鹿 原 盛 信	14番 仲 村 春 信
15番 山 本 朝 保	16番 武 島 行 男
17番 多和田 真 一	18番 大 川 昇
19番 比 嘉 義 定	20番 伊 佐 雅 仁
21番 比 嘉 義 定	22番 古 波 蔵 清 次郎

3. 欠席議員(1名)

19番 比嘉義定

4. 議事説明員

市 長 崎 間 健一郎	副 役 沢 崎 安 一
収入 役 沢 藤 好 永	総務課長 多和田 真 一
住民課長 知 念 和 夫	厚生課長 伊 佐 友 誠
税務課長 古 波 蔵 信 三	農林課長 崎 間 政 光
商工観光課長 鹿 原 盛 真	都市課長 新 垣 信 宗
建設課長 高 宮 城 昇	消防長 大 城 仁 幸
固定資産課長 武 島 正 孝	

宜野湾市議会

水道部長 仲村春雄
会計課長 天久 実

営業課長 奥根 将弘
工務課長 金城 健栄

5. 事務局出席者

事務局長 末吉 健男 庶務係長 照屋 毅
議事係長 島袋 真由 書記 仲村 春夫
書記 比嘉 定治

6. 議事日程(第 6 号) 1971年9月13日(月曜)

日程第 1
議事第 65号 1970年度宜野湾市養鰻研究 セコク一特別会計予算
日程第 2
日程第 3
日程第 4

議 長

次分列第91回宜野湾市議会臨時会第6
日目の本会議を開きます。(午前10時9分)

議 長

日程第1. 議案第05号 1972年度宜野湾市養
魚研究所増一特別会計予算を所収議題と
いたします。

本委員会の質疑を許します。

議 長

休憩いたします。(午前10時10分)

再開いたします。(午前10時12分)

記 者

農林課長にお尋ねいたします。土地の償還
諸条件について、保証人の件についてお伺い
いたします。保証人についてこれら諸条件
誰が守るべきかお伺いします。

農林課長

お答えいたします。富浜義雄からです。

記 者

借主が保証人についてこれら諸条件を

農林課長

お伺いします。

12 着

いわけの民法上の保証人というものは、我々
も普通理解しているところでは、
非常に不愉快な負担義務が生じている
ところである。当時の民法上の保証人
としての義務を負担するところでは、
理解し得ないところである。

農林課長

当時の民法上の保証人というものは、
非常に不愉快な負担義務が生じている
ところである。

12 着

保証人というものは、当時の民法上の保証人
というものは、非常に不愉快な負担義務
が生じているところである。当時の民法
上の保証人というものは、非常に不愉快
な負担義務が生じているところである。

農林課長

当時の民法上の保証人というものは、
非常に不愉快な負担義務が生じている
ところである。当時の民法上の保証人
というものは、非常に不愉快な負担
義務が生じているところである。当時の
民法上の保証人というものは、非常に
不愉快な負担義務が生じているところ
である。

12 着

民法上の保証人というものは、
非常に不愉快な負担義務が生じている
ところである。当時の民法上の保証人
というものは、非常に不愉快な負担
義務が生じているところである。

これに確証を得るという事は、いかに地主と
いかに地主の兼味で保証人という事は明解
してある。と言つたのは、もしも借主が債
権材料の地口義務を負つた場合は、い
かに不履行した場合に、一財手裏がら
も取れる。迷惑をかけない。一財手裏がら
も取れるという事は明解してある
のである。と云うのである。

農林課長
と云う。

以 着

はい、それになります。
御覧の如何に。御覧の契約書に保
証人として明記されておられるが、先方の農
林課長に御覧の内容から見て質問の
しる。御覧の、当時保証人というものは
ごらんの方の明解しておられるのである。

并 身

お尋ねの如何。今先、農林課長が常
不在でござりますが、その当時、地主と
借主借主の時期に於いて、御覧の方
地主を伺つておられる。御覧の方の
御覧の方の立場を以て、御覧の方の
御覧の方の如何。御覧の方の兼味で地主の側
に御覧の方の御覧の方の御覧の方、御覧
の方の兼味で、御覧の方の保証人という事、この5年

同じでなければ地主に借賃借せよとある場合、
貸主の場合には貸主がする。或は5年同
期を以て遷りするにせよ然るに一応は左の契
約の成立のハモリで入った款でございませう。
左の当時も民法上の義務の負担は生じ
ないからと云ふことは即ちと当時話し合つた款
でございませう。これはおしりでも地主を擁護
するにせよとあり、借賃を負わねばと云う考
え方を立戻すの意味はございませう款でござ
いませう。

12 番

此の款の時、民法上の保護上の義務
の負担がせらるるとは、当時理解してお
いたからと云う契約には関係はあつたに
せよ然るに理解してゐるから。

13 番

当然でございませう。

14 番

以上です。

15 番

此の款の疑念と関連して、疑念を行か
ないと思ふ。昨日、お話ししてある、借賃
借契約の中が引味料の12番議定の中
内容がらしてある、左の当時は此の款でござい
ませう。民法上の義務を負わねばと云うこと
の客弁

おまうでございませうが、この僑留借契約の内容
から見て、どこに於ける民法に抵触され
たという解釈がなされたかとおぼし。

(解釈不能) 当時は、このように考えて契約、或
は保証に入られたという事はなされた
か、この条文から見て、この契約の内容から
見てどこに於ける解釈がなされたか、保証
に入られた民法の適用を続けたいという条項
がどこに於ける解釈をもとに契約書の字に
基づいてと見なされたか。当時のこの考えて契
約したという事は、この契約書がその民法
の拘束を受けるという事は私は
当然と見ていたが、市会の方の考へ
がその当時結んだ意思がその字に於ける
この契約はこれに拘束されるという考へ
を私、市会がやっておられたという考へ
は、感じしなかったが、事実上はなされた
か、又、なされたという事はこの条文の民法
の拘束を受けるという事はどこにあるか、そ
の点も周知されたいと思ふ。

市 会

お尋ねいたします。債権がその当時とる保証
に入らないう場合は、その文章を解釈し
前の一文担当課と即決と一筆に別して
し、債務負担は負おいたという考へ方で一文は
解釈するに、この意味で、お尋ねも
地主権譲の意味で保証に入られた
か。以上、財政法的の違反はな
らないか。

行のがこいつくも 謝罪の款でござるが
しつても地主を擁護するわけの立証保証
である。債務は負わねという考の方には
アテ、当時の入った款でござるが、
たゞ、このう意味の誤解をしないように
が、それが、一応、それが文が見たり、その内
容を今、後で見たりする場合、実際とは鉄
釘が作りて 高津水標に 貸したという契約
内容のわいて、このう感がしつても、実際
とは誤解を非常に だして、このう款で
ござるが、当時謝罪の款でござる、この意味
で謝罪の款でござるが。

4 番

この契約がいつ行なれたかは 条文中は
11月10日に誤載がなされておりました。
この契約は、15年並に 行なれておりました。
何項でもお、この保証人である。我は 主として
右のとおりと 言われておりました。
実際は、この条文中には、これが 口
頭で言っていた 言が、この場合は、これは どの程
度か、この場合は、このうくであるが、
おしつても、条文中には、これは、言が、
知照し、このうく、このうく、
おしつても、この主として、このうく、
おしつても、このうく、

5 番

我々がこの保証人のこと、これは、このう意味の

解釈にそのときは、その当時はその方考の方
に入ると認むべきである。

4 番

考の方の問題では、実際保証人として
行っているが、これについては弁解は、おと
しおきながら、保証人の責任は負わねば
ならない。何れが言いがかりであるかが、間違
えりである。

5 番

そのつもりで契約しているが、

4 番

つもりでは行っていない。したがって、その保証人
にはならない。その契約書の内容は、既に部
分は読んでいる。これについて私は、おと
しおきながら、保証人として行っているが、
保証人として行っているというわけでは
ない。

5 番

民法は、おとしおきと知りながら、私が
当時の保証人に入るとおぼしめしている。お
としおきも債務を負うべきという考の方で...

4 番

では、その契約自体は、おとしおきで、おと
しおきというわけである。

第 三

債務を免れたい方では保証人に入
らざるを得ない。

4 着

現実のことである。現在はこの取引業は生
存しており、業種も変わって来ている。
これは地主との関係が又出てくると思
う。

第 三

十分の検討は必要である。

4 着

皆これがですね。同じ色でこれが問題が
ある。これは両方ともあることではな
い。その時点で既に10年ほど経過して
いる。10ヶ月経過してきている。そこで、地主の
方の前提条件も私の貸し出しに合わせる
方が保証人の方で貸出個人は全額保証し
ておくという。その方が格好いい。中
が保証人になることではあるが貸し出し
のことも私の用いておきたい。その場合、当
然貸し出しは、貸し出しの保証人が貸し出し
の返済も生かされていく。そこで、
貸し出し、これはおとす。返済は
からこれは保証人として立入ることも
あり得る。その場合、これは、何れが
おとすという。返済は地主に返すという

滞り申し読むに之れはとう思つておりましたが、
もう一回確認いたしました方が、弁解は、この契約
書は有効だと認められた方が、効力付いたと認
められた方が。

弁 解
これに對しては、常設水産の方が。

付 着
いや、弁解の方が、弁解の意思の方。

弁 解
おしやうも立原保証人の方が、おしやうも。

付 着
いや、この契約書は、有効と認められ
た方が。

弁 解
償還契約の有効と認められた方が。

付 着
おしやうも、おしやうも、おしやうも。

弁 解
おしやうも、おしやうも、おしやうも、通り。

(知 語 の 案 言 列)

議 表

知語を禁じたり。

4 番

従つてもこの貸貸契約書をおとしい見せられ
た。初めに内容においても問題がある部
分ありながら、法で禁止された個人に於いて
保証人になることはできないという条項の中
に貸主が入っているという点も貸主が単なる立
会人に入っているからといって保証人になるとい
う点の問題でござりますが、しかしこの貸貸
契約書は有効であるからといってこの解釈を
するお用をいれたいと思つたり。

年 取

当時、この契約書の保証人に入つた場合は、
おとしいて立会保証人という意味で...

4 番

いはい、これは立会保証人という文句が列挙

議 表

知語を禁じたり。

4 番

立会保証人という文句一つを書かれておられる
と、おとしいておとしいて解釈をいふ方が、
解釈おとしいてもおとしいておとしいて。これは立会保証人
という文句が載つておとしいておとしいて。おとしいておとしいて

印鑑を押す場合の内容は座と違ふもの
に決つておらず、その人は何れも
存在し得る。

弁 解

お話を聞かされた。何回も申さば通り、
保証に入つた、おしでも立寄保証の
意味を知らぬのでございませう。

3 着

印鑑は字は読めずとも押してある。これ
はそれと保証人。保証人は印鑑を押
してある。立寄保証人は代々の目では
既に白紙である。無事ならは、お話を
は立寄保証人に聞かされた。印鑑を
もつてこれ。蓋印を以てあるお話を
してある。これは市民の市会がそれと印鑑
を押すか否かの内容とを検討し、
当然保証人の保証人。立寄人なら
保証人の押し印してある。印鑑を押す
べきでございませう。何と見てもお話を
する。お話をした。蓋印は、蓋印が
ある。印鑑は文書が第一である。市
会の保証人では立寄人か否かの
話も知らぬ。これと文書はそれと
はそれと保証人として知られてお
りませう。

弁 解

お話を通り、お利。民法に詳しければ

めで、当時の時役と語らるるが、当時のあし
でも、主係保証人の意味で入った訳で
あります。

8 番

意味はどうか、これは保証人であ
る、知りませう。

1 番

収入役にお尋ねします。先だての議
会、前年度金8,000円はCODという
年でござりますが、間違ひござりませ
うか。

収入役

間違ひありません。

1 番

CODという取引はどのような状態の取引
でござりますか、取引でどう説明を願
います。

収入役

前年度と同様に、答年通りで
あります。送金金融機関の支店
の方から、前年度に用いた
前年度に、取引相手は、
取引方法として使われて
おります。

1. 着

私が現代用語の辞典から調べた場合
は、CODというものは現品受取りによる現
屋と受取の間のことをいふのが、そのと
違ふのが、品物を受けてから代金を受取の
間の間にあるのが、全然と、収入役の
答弁と私の解釈とは相反している部
分がある。

収入役

これはそのこと、事前送金と申すのは、
相手の取引者が確実である、送金された
とてその送金の裏付けによって品物の輸出
がなされるというところの現屋を、誤って受取
と誤って受取と、オン・デリバリーという現金
送金制度という解釈に一致してあります。

1. 着

はい、どうですか、その間のことですか。

収入役

前中へ付加するが、CODのTTと言いつつ、
現金送金。

1. 着

はい、それが下です。

1 審

嘉治氏は1971年度市職員の嘱託費について、
市に20万円を、4の村の業務の範囲の嘱託費
について任命した。それ以外の嘱託費の期間、何年
何月から何年何月までか。

農林課長

回答は次の通り。期間は10月1日から11月
31日まで20万円。

1 審

和の質問に全部答えておられる。

市 長

回答は次の通り。当時の市長は、市職員の
宜野浩市民に70万円は誰も知りません。1971年
嘉治氏の市長の専断で、その多額の市長の
役の費用の取引を、或は、その職員に、その
費用に對する市人の負担に對する指導を、
いうことができない。

1 審

職務の内容は、市職員的身分、責任を
持っている。市の嘱託費は、琉球貿易センター
の取引を、漢材村の取引を、20万円、
別なところ、10万円。

市 長

取引は10万円。

／ 審

市の嘱託員は、市の委嘱業務に忠実に履行するもの。嘱託員の本分は、私に可成り理解し、知り得る。第2次の場合、職務便宜の授受は、必ずしも立場にありながら、市の嘱託員として、自分の会社、商行為をすることは、利益誘導の疑いがある。嘱託員は、大衆の嘱託員としての身分行為に、不当なやり大要疑問をいざしくかり、あり得る。市長は、これを許さず、知り得る。いざしくかり、許さず、知り得る。

市 長

市長は、これを許さず、知り得る。第2次の場合、職務便宜の授受は、必ずしも立場にありながら、市の嘱託員として、自分の会社、商行為をすることは、利益誘導の疑いがある。嘱託員は、大衆の嘱託員としての身分行為に、不当なやり大要疑問をいざしくかり、あり得る。市長は、これを許さず、知り得る。いざしくかり、許さず、知り得る。

／ 審

私に質問は、答へられ、知り得る。第2次の場合、職務便宜の授受は、必ずしも立場にありながら、市の嘱託員として、自分の会社、商行為をすることは、利益誘導の疑いがある。嘱託員は、大衆の嘱託員としての身分行為に、不当なやり大要疑問をいざしくかり、あり得る。市長は、これを許さず、知り得る。いざしくかり、許さず、知り得る。

市 長

囑託を以て常務の囑託に又ございませぬか
に生活しなせぬが知らぬのか。かう書きなせは、利
益誘導を以ては、考へなすか。人命したるがごと
うす。

1 番

私、聞かぬが、他の会社を取引さす
らば知らず、自分の会社の役員もあ
りなす。自分の会社を当座野澤市を代表し
て取引さすは、いかにいふか。聞かぬが
す。どう考へなすか。

市 長

別に身同的な立場に、かういふ
差しなすは、限り、さういふ程度
は、さういふ。差しなすは、思
うが。

1 番

私の日当、報酬の問題を言ふ
人、囑託を以て、自分の会社を取
引さすは、さういふ。常務に
さす。

市 長

野澤市のために、さういふ考へ
なすは、さういふ。

1. 審

専攻の個人が会社と取引をいたす。その結果として
K. 親業の主任が20日3日。

市 受

取引をせしむるは考之り20日3日。特に
漢人の30日3日技術と前野清市の習得3日
いふ意味の囑託をせしむる。

1. 審

和の11日は、技術的問題は11日20日
の2人、琉球貿易の設置は11日15日。前野清
市の囑託をせしむ。代表として養賢研究センター
が取次商行為は正しと思つて20日3日。

市 受

取次商行為は21日は、いふは市と4日3日
総11日1日。情事は1日<4日<せしむる。

1. 審

その日認めらる。

市 受

その日認めらる。

1. 審

次の調査委員報告の中より第一日3日
20日。今朝資料の今より20日3日。豊林製炭の
取次商行為は1日3日。その結果、茶渡津余を3日

1 番

当時山本と津久氏と宿野清平との関係は、どうい
う関係にございませう。琉静貿易の代表者として山
本とございませう。おれは個人として山本とござ
いませう。依頼は、特異な事です。

農林課長

琉静貿易として山本と人々ありませう

1 番

これは、何月頃とございませう。

農林課長

全く依頼は、10月24日（火）5時頃と
記憶は、10月ありませう。

1 番

11月、シラス製への購入関係は、琉静貿易と宿野
清平との協定を話されたりませう。おれは、締結は、
11月頃とございませう。

農林課長

シラス製とございませう。

1 番

11月、シラス製への販売購入は、宿野清平と協
定の締結は、11月頃とございませう。記憶は、10月
ありませう。おれは、資料をお出ししたりませう。

1. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20.

1. 審

2. 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20.

農林課長

1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20.

1. 審

1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20.

農林課長

1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20.

1. 査

○中口 24月間も2071 107973. =554
依頼をうけ、○554の依頼にの応じた。山本に
又15月間も、1-25月間も、と31月間も、その
措置に11月間、○554を考へて107973。

農林課長

○554を以て思つて107973人、1-25月間
に11月間も、2-25月間も、何回も11月間
に11月間も、1-25月間も、と31月間も、その
後、○554の依頼にの応じた。山本に
依頼にの応じた。山本に

1. 査

山本の人々から530³⁰ = 中口 530³⁰ = 410³⁰
○. 彼の所持11月間も、1-25月間も、と31月間も、その
措置に11月間、○554を考へて107973。

農林課長

11月. = 中口 530³⁰ = 410³⁰ = 310³⁰
31月. 後、○554の依頼にの応じた。山本に
依頼にの応じた。山本に
○554の依頼にの応じた。山本に
○554の依頼にの応じた。山本に
○554の依頼にの応じた。山本に
○554の依頼にの応じた。山本に
○554の依頼にの応じた。山本に
○554の依頼にの応じた。山本に

／ 審

下記に示す通り、本市の公金を
 次に掲げる報告の中、最後のページの4ページに
 了。土地賃貸借契約の概要、当事者の養育人場
 敷地の賃貸の概要、貸野津市長の契約の保証人の
 名を記すことに関する事項について、質問はありませ
 ん。今後は、その議事録から質問はありませぬと
 答覆いたします。
 市長の今までの答弁は、お全人の保証人以外、
 いう答弁をくり返して、ありませぬ。保証人の責任
 とは、おなじです。

市長

回答は、ありませぬ。保証人という場合は
 二つの権利を考へて、ございませぬ。権利を
 譲り、おなじと考へて、おなじと思ひます。
 おなじと考へて、おなじと思ひます。

／ 審

二つの契約者は、権利関係が、おなじとありませぬ。
 将来生じられる契約者は、おなじとありませぬ。

市長

相手の不履行（おなじ）は、おなじとありませぬ
 思ひます。おなじとありませぬ。おなじとありませぬ
 おなじとありませぬ。おなじとありませぬ。おなじとありませぬ
 入、おなじとありませぬ。

1. 春

立今人々いふ事

市 長

日 日

1. 春

立今人々いふ事 証拠は之を以てせざる事

証拠を以て下す

其れは立今人々いふ事 証拠を以てしは 電信人の
同意の所が立今人々いふ事 証拠を以てしと思ふ人々
其れ 契約書の中からは一人も見出せざる事
いふ事

市 長

之れは之れより 我々より 民権的 之れは
先きに申し上りたる 証拠 其れ 解り得る事
一筋の 時果に 之れに 債務を 履行せしむる
事 之れに 証し 合は 入る 証し 之れ 事

1. 春

負わしむ 之れ 時果に 之れ 事 之れ 事 知れ
可也人々 現時果 将来に 之れに 通わしむる
標証は 之れ 事 之れ 事 之れ 事 之れ 事 之れ 事
標証は 之れ 事 之れ 事 之れ 事 之れ 事 之れ 事

之れ 文獻に 之れ 事 之れ 事 之れ 事 之れ 事
標証 契約に 之れ 民権上 之れ 事 之れ 事 之れ 事
之れ 事 之れ 事 之れ 事 之れ 事 之れ 事 之れ 事
之れ 事 之れ 事 之れ 事 之れ 事 之れ 事 之れ 事

わが国への債権者と保証人の間に保証人がい
 の合意がなされ、書面の作成又は保証文書の訂裁
 の必要が生ずる。この際、この文書に記述され
 たりする。この保証人の解釈については、この
 中の意義がなされ、思ふ人たる。私に於いて
 も保証人は債権保証人たる。この契約については
 可称に考へたり。諸令は、この債権契約の
 前科法年長に保証人は認めらるべきでない
 かと、この法年長もこの債権保証人については
 保証するべきでないかと、可称に考へたり
 ず。全然認めらるべきでないかと、この法年長
 にも考へたり。

弁 論

債権保証をするという意味は、入った
 ことがいふことである。

一 論

この問題は、債権者の権利と保証人の責任との問題
 が争点となる。これは、裁判の結果、解りませ
 ぬ。これは、保証人の独立たること、又は、
 主たる債権者、債権者の意向の問題と考
 へらる。これは、この法年長に考へたり。

弁 論

この問題は、債権者の権利と保証人の責任との問題
 である。これは、裁判の結果、解りませぬ。これは、
 主たる債権者、債権者の意向の問題と考へらる。
 これは、この法年長に考へたり。

本日の議案は、私学校の保護費の
徴収の軽減に関するものである。

／ 齋

本日は、理時委員も出席し加考された。

市 長

我々も入ったが、時々は、私学校も加考した
ことである。

／ 齋

私学校の答として、いさよと、理時
委員も出席し加考されたことである。

市 長

本日は、地主の所帯の段階に、加考した市
議院の委員の保護費の徴収の軽減の
ことと同様に、いさよと、今度の議案
のことは、保護費の軽減のことは、考
えられたことである。

／ 齋

本日は、答として、いさよと、市議
院の委員の保護費の徴収の軽減の
ことと同様に、いさよと、今度の議案
のことは、保護費の軽減のことは、考
えられたことである。理時委員も出席し、
加考されたことである。

11 春

二ヶ春 養老センターの問題につきは、bは也 道
 庁清市並の他地域の如くは、色々と取
 りかたが異なる。特に市民の間には、この
 事業の目的も色々と疑問もございする。従って
 二ヶ春の問題につきは、議会の如くは、何れ
 にも納得のゆく形、或いは十分理解は得られ
 ない問題の進められようじやないかと、私共は
 私考をとり、特に私共当初から個人的に
 も公人としても議会の如くは、是非二ヶ春問題
 のついては、慎重に進めようべきであるといふ
 べきを強く主張した。一筆にて二ヶ春問題に
 ついては、私共主張は取り上げられぬも、私共
 の個人の意見、或いは公人としての意見を全く
 無視して強硬的に行き、しかもその結果
 招いたというふうには私共が之を之とも慥
 愼であり、何れも残念であると思つてお
 います。従って二ヶ春問題のついては、審議
 を私共全く失つておりました。せうは、その
 見直しについて、何れも私共の如くは、自信
 をもたせざる答弁がなされたこと、同時に
 二ヶ春の事業計画、予算等が地議料に
 ついては、全く一貫性がなく、その場限りの資料を
 提出した。二ヶ春の案も、何れも二ヶ春の案に
 資料を答弁。その結果、何れも二ヶ春の案に
 ついては、私共の如くは、或いは進められ
 ない問題の進められようじやないかと、私共は
 全く私共自信決断すべきであると思つてお
 います。二ヶ春の案の中からは、二ヶ春の案に
 ついては、私共の如くは、何れも二ヶ春の案に
 ついては、私共の如くは、何れも二ヶ春の案に

力貸借に不利益を与えざるに於て借地人の側は
私に於て権利を履行すに於ては其の中より程度が
違ふに依りて、地主に迷惑を及ぼすに於ては
努力してこれを免れざるを考へて持て居り得る。
4番の条を改訂する場合には其の条をも
現行條に改訂す。又、其の条は一人一社の
代表者を發令して改訂し得る。富海水産
の名前も其人の新しい株式会社に名前を
改訂する。今後は其の富海水産の代表者
は其の条に改訂し得るに依りて、登記上
は其の条に改訂し得るに依りて、登記上
登記も改訂し得るに依りて、其の条に
改訂し得る。其の条は其の条に改訂し得る
に依りて、其の条に改訂し得る。其の条
は其の条に改訂し得る。其の条は其の
条に改訂し得る。其の条は其の条に改訂
し得る。其の条は其の条に改訂し得る。
其の条は其の条に改訂し得る。其の条
は其の条に改訂し得る。其の条は其の
条に改訂し得る。其の条は其の条に改訂
し得る。其の条は其の条に改訂し得る。

11 春

市会は今度の条をくり返し終始して居り
得る。其の条は其の条に改訂し得る。其の
条は其の条に改訂し得る。其の条は其の
条に改訂し得る。其の条は其の条に改訂
し得る。其の条は其の条に改訂し得る。
其の条は其の条に改訂し得る。其の条
は其の条に改訂し得る。其の条は其の
条に改訂し得る。其の条は其の条に改訂
し得る。其の条は其の条に改訂し得る。

目をどうにか市会に改訂しようとするかという
標の本、賛同をかります。

市会

市会としての保証人を入らざるや、或いは個人
なり。やういう意味を大々いさぐいせいの考文方
をきつておきます。

11 番

やうなと、市会に對して法的な責任を負わす
というべきものはすべしありませぬ。借借人はそれ
は承知しておられますが、老練からいうと、標の本に
保証人といふことを十分所有借借人、借借人の契約
する段階で理解をしておきます。やういふふう
にいひたいと認められたら、今の標の本に
せが考文方からいふと、私にせよせんけいせいも、し
の条文上はすべし。決してやういふ考文方はすべし
ありませぬ。もしやういふ地主側は市会が斡旋を
人だから、あつても最後は市会に責任を負わす
う。責任を負うならば、貸借といふ標の本当時の
考文方が私にせよせんけいせいといふふうの考文
方です。今市会が考文方として標の本に市会とい
保証人をかりたいと標の本を考文方として標
本といふこと、それは十分可能をあるかとい
うか。

市会

やういふ色々の或は政治違反の色人の問題から考
文方。案内、余りか、といふ問題を、地主に、由

話し合ひたい、はやくやうにしようか。かて
契約の内容をたいし思つておろす。

// 番

市長の考案のりす標は、その契約をかせたに
うけりす標は、おろす。＝市の一体のりす
は、その契約書をかせたに、おろす。

市長

一市から高滝水産の株式会社かてりす名
義変更を、おろす。おろす。一市の債権
を、おろす。おろす。おろす。おろす。おろす。
＝か一市、問う、今社の名義変更は、一市、今
市の高滝水産の名義変更は、おろす。問う、代表者
を話し合ひたい、おろす。

// 番

＝市の、市長の連名の、おろす。おろす。
おろす。おろす。おろす。おろす。おろす。
当然市長の両者の、おろす。おろす。おろす。
おろす。おろす。おろす。おろす。おろす。
おろす。おろす。おろす。おろす。おろす。
おろす。おろす。おろす。おろす。おろす。
おろす。おろす。おろす。おろす。おろす。

市長

やうにしようか。おろす。おろす。おろす。
契約をかせたに、おろす。おろす。おろす。

市 長

だから現在の高深水産に入つての様な見
 ても、市の相当の有識者がございまして、一応個
 人的にも相当信頼があるし、或は財産もある
 し、決して悪い方の方ではないという考へ方が
 ございまして。

市 長

市民に対して迷惑はかかるといふ様な考へ方
 にはならないかと。それと私の側にはあるの
 は、契約保証人というものは、あくまでも、これは
 迷惑はかかるといふ常識があるから、
 ところが水を入れる場合は、権利義務
 を履行しない場合はどうするかと。これは
 わゆる権利義務の保証人だと私は見ておいて
 ます。それと迷惑はかかるといふ人ではないかとい
 う様な容易な考へ方ではないかと。今
 今でもこの養殖事業をいふと、単なる容易な考
 え方ではないかと。市民に対して損害を及ぼす
 水質の問題は、これは、これは、これは、これは、
 保証人になることは、これは、これは、これは、
 責任を負うこと、これは、これは、これは、
 債権人の取つた金を自分から取れるか
 ら保証人の是非をこの権利を保証してくれとい
 いてくれという。これは、これは、これは、
 であり、これは、これは、これは、
 最悪の場合には、これは、これは、
 である。これは、これは、これは、
 保証人の責任を負うこと、これは、
 これは、これは、これは、これは、

さういふ。その程度をうけざるにせぬと云ふことは
3つある。その第一は私事常に心配して居る
所である。

市 長

それはその時々の考へに依りて人々として。

11 審

いふ。考へるは当時の考へに依りて人々として
小の事人々にはある。しかしそれは市長として保証人
としての当然考へるべきことである。私は
又、貸借人として、もし相手から私の保証人として
保証人が私に付くならば、それは期待である
はずである。それが私の保証人の義
務である。それは当然である。私ももし
市長がそれを回避し、私の貸借料の責
任を負うならば、貴方が私に保証人が
私に付くならば、私知らずと云ふことは市長
がもし現時では、今が如何に心算があるか
うなるかは不明。全く市民に対する欺瞞以外
には、私にはないと思ふ。当然責任がある
はずである。市は市民の土地を
会社に世帯して居る。その場合は、貴
方が私に付くならば、それは市長が
責任を負うべきことである。市長は
その責任を負うべきことである。市長は
その責任を負うべきことである。

11 審

大分市の道義的責任というものは、それはあくまでも
主損失というものは、金銭的損失に過ぎないという
事。道義的責任というものは、あくまでも地主に対
して、損失を与えること。借入人に対して、損害を
与えることという事。私に道義的責任がとれれば
見えてくる。怯弱にも道義的責任がとれない
とすると、その責任はとれない。市会は今
現在、考えようとしている。

市 会

十分の市の地主に対して、その責任をどうするかは
十分の話し合っていることと思っております。

11 着

部の名が、部と合っている。私は、市会が勝
 年で取り出す。それとでもこれは部と合
 った長いと思っております。と云うが、私が聞いて
 いるのは、この契約書は既に市会が衆議院
 と言っており、財政法に違反しているからと
 これは衆議院と言っており、衆議院で決ま
 ったこと。私は有部で決まるとも言える。こ
 れは或は民法上決まるとも言える。市会が言
 っているけれども、決まるとも決まるとも
 言える。私は、これを断って全無問題にして
 いる。と云うが、もしこれが衆議院とある場合は、
 債権人はどうお考えですか。債権人は、もし一債権人が私をお知らせ
 する場合は取り上げようというわけの責任
 があるか。或は又貴方がその損失をどう
 お考えか。責任を私がお考えようという
 ことですか。道義的責任は何かですか。

12 着

貴方から申し上げる通り、十分に地主に
 いう迷惑をかけるというんではないかと思
 っております。

13 着

貴方から、これは、迷惑をかけるという措置
 は、保証はどうかということがあります。こ
 れは、貴方が決めた場合、この措置がある。例
 えば、これは、この事業が行なわれるか

